

いわき市復興推進計画

平成 28 年 1 月 6 日

福島県いわき市

1. 計画の区域

いわき市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても沿岸部の集落が津波によって壊滅的な被害を受けたほか、同年 4 月 11 日には本市内を震源にマグニチュード 7.0 の余震が発生し、本市内では 70%以上の事業所において建物や設備に被害が発生するなど、本市内の全域において、住宅や、水道、廃棄物処理等の社会インフラに多大な被害が及ぶところとなった。

このような中で、東日本大震災以降の廃棄物処理の現況等を反映させつつ、廃棄物の排出抑制等による減量と適正処理を一層推進すべく、福島県の「福島県廃棄物処理計画」（平成 27 年 3 月）では、「これまであまり再利用が行われていなかったごみ処理施設の焼却灰について、最終処分量の削減を促進」することとしている。

当市においては、原子力災害の影響で、ごみ処理施設に仮置き中の焼却灰のうち、受入基準以下のものについて再資源化の拡大を図り、最終処分量の削減を促進する必要がある。

かかる状況下、当該計画の促進に寄与するため、当市で焼却灰溶融設備等の新設を行う企業による焼却灰の再資源化にかかる設備投資を支援することを通じて、リサイクルを推進し当市における環境の保全を図るとともに、本市経済の一刻も早い復興を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、地域における環境の保全とともに市民生活の安定及び地域経済の活性化を促進するため、「福島県廃棄物処理計画」を踏まえ、焼却灰の再資源化に必要な焼却灰溶融設備等の新設を行う、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

当市に立地するメルテックいわき株式会社（以下「対象事業者」という。）が、当市四倉町において、焼却灰溶融再資源化・人工骨材製造施設の新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであること

との説明

今回の投資は、一般廃棄物や産業廃棄物等の焼却灰を主原料とする焼却灰溶融設備等の新設である。焼却灰を溶融炉で高温溶融し、冷却することによって建設資材として利用可能な人工骨材の生成を行うことにより、焼却灰を復興資材ともなる人工骨材として再資源化し、再利用することで、最終処分量の削減促進に資することが期待される。

当市においては、「いわき市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成23年3月）において、平成32年度の埋立処分量の目標を年5,000トン、同じくリサイクル率の目標を24%以上と設定しているが、当該事業の実施により、ごみ処理施設に仮置き中の焼却灰の再資源化の拡大が図られ、計画の目標の達成が見込まれるところである。

また、対象事業者の予定設備投資額は4,197百万円で、当市における窯業の平均投資額2,177百万円を上回っている。

したがって、当該事業は計画の目標にある「当市で焼却灰溶融設備等の新設を行う企業による焼却灰の再資源化にかかる設備投資を支援することを通じて、リサイクルを推進し当市における環境の保全を図る」ために必要かつ有効な事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第4号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行

⑤ 特別の措置

当事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

今般、対象事業者が新設する焼却灰溶融設備等により、焼却灰の再資源化により最終処分量の削減促進が図られる。

特に、当市においては、原子力災害の影響で、ごみ処理施設に仮置き中の焼却灰があるが、受入基準以下のものについて再資源化の拡大が図られることにより、最終処分量の削減が促進され、当市における環境の保全につながることから、当該計画の実施は、当市の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、いわき市、福島県、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行及び対象事業者を構成員とするいわき市産業復興・雇用創出協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。